

令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業（地域新 MaaS 創出推進事業）」に係る企画競争募集要領

令和3年6月18日
経済産業省 製造産業局 自動車課
各地方経済産業局担当課

経済産業省では、令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業（地域新 MaaS 創出推進事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

（1）はじめに

自動運転等の先進モビリティサービスは、少子高齢化や都市部への人口集中をはじめとした我が国の社会構造の変化によって顕在化する様々な社会課題に対し、移動の自由の確保・地域活性化・交通事故削減・移動の効率化・人材不足解消などで貢献し、同時に、生活利便性の向上や産業競争力の強化により我が国全体の経済的価値の向上に寄与するものです。

上記のように、自動運転等の先進モビリティサービスへの社会的な期待は高く、世界的な市場の立ち上がりも今後急速に見込まれることから、我が国の輸出産業の大きな柱でもある自動車産業の国際競争力を維持・強化するという観点からも、官民協調して、関連する取組全体を引き続き強力に押し進めることが重要です。

経済産業省・国土交通省では、令和元年度から「IoT や AI を活用した新しいモビリティサービス活性化に向けた「地域×企業」の挑戦を促す“スマートモビリティチャレンジ”プロジェクト」（※1）等を開始し、地域や事業者の取組に関する情報共有促進や社会的機運醸成、MaaS 実証から得られたベストプラクティスや横断的課題の整理等を行う仕組みとして「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」を設立し、取組を推進しています。

経済産業省においては、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域として、令和元年度は13地域を、令和2年度は16地域を選定し、実証実験から得られた成果や課題を踏まえ、地域や事業者等に対する社会実装に向けた知見集や、今後の取組の方向性を取りまとめたところです。（※2）

令和3年度においては、モビリティサービスの社会実装及び高度化の実現を目指し、これまでに得られた課題を踏まえ、先進的かつ横断的な事業モデルの創出に向けて「地域新 MaaS 創出推進事業」（以下「本事業」という。）を継続して実施します。

また、経済産業省・国土交通省では、本事業の実施とともに、令和3年度より、CASE やカーボンニュートラルといった自動車産業を取り巻く変化を踏まえ、全国での自動運転等の先進モビリティサービスの社会実装を加速するため、「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」（※3）を立ち上げることであります。同プロジェクトの中で、委託を受けた事務局が、本事業等を通じた各地域での取組について横断的な調査・分析等を実施していく予定です。

(※1) スマートモビリティチャレンジ

<https://www.mobilitychallenge.go.jp/>

(※2) 今後の取組の方向性について

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210402008/20210402008.html>

(※3) 「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト (RoAD to the L4)」研究開発・社会実装計画

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/Automated-driving/RoADtotheL4.html

(2) 目的

本事業は、地域において先駆的に取り組む新しいモビリティサービスの社会実装を促進するため、高度かつ全国横断的な課題に挑戦する地域（以下「先進パイロット地域」という。）を後押しすることで、先進的かつ横断的な事業モデルの創出に向けた MaaS 実証を実施します。

また、先進パイロット地域における MaaS 実証を横断的に調査・分析（以下「横断分析」という。）することを通じ、事業性向上・社会的受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理することで、その他の地域特性に応じた適切な導入可能性が見える化されること目指し、地域課題解決と全国への横展開のモデルとなる先進的な事例を創出することを目的としています。

そのため経済産業省や横断分析を実施する委託事務局（以下「経済産業省等」という。）が、連携して横断分析を進めていきますので、調査等にご協力ください。

2. 事業内容

(1) 「先進パイロット地域」における実施内容

①先進パイロット地域では、以下の【テーマ】【実験フィールド】を実証地域毎に設定し、テーマ・フィールドに準じた地域の課題解決や全国での横展開のモデルとなるように、実証から社会実装までを見据えた事業計画に基づき、先進的な実証実験（企画・準備・実施・検証）を実施いただきます。

【テーマ】

- (A) 他の移動との重ね掛けによる効率化
- (B) モビリティでのサービス提供
- (C) 需要側の変容を促す仕掛け
- (D) 異業種との連携による収益活用・付加価値創出
- (E) モビリティ関連データの取得、交通・都市政策等との連携

※各テーマの具体的取組イメージに関しては、以下資料をご参照ください。

「スマートモビリティチャレンジ2nd」の方向性

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200422003/20200422003-4.pdf>

※モビリティ関連データを活用しながら、テーマ(A)～(D)の内容に取り組む場合は、テーマ(E)ではなく、(A)～(D)を選択してください

【実験フィールド】

実験フィールドでは、以下の1~3の項目について、申請書にご記入ください。

1. 基礎自治体や行政区における人口規模
 2. 実証実験エリアにおける人口規模、自家用車分担率
※実証実験エリアの人口規模については、取組を実施する地区等で判断する場合など申請者の事情に応じて、様々なケースが想定されますので、必ずしも厳密に記入する必要はありませんが、どのような考え方で人口規模を記入したかについて、補足説明も含めご記入ください。
※自家用車分担率を割り出すことが難しい場合は、基礎自治体における自家用車分担率、当該実証実験エリアが含まれている平均的な自家用車分担率等で代替することも可能です。
※実証実験エリアにおける人口や分担率は、概数でかまいません。（例：約〇千人、約〇%など）
 3. 上記に加え、地理的・経済的・文化圏的・交通動態的な特徴なども含めて、どのような実証実験エリアであるかについて、可能な範囲で自由にご記入ください。（例：大都市中心部、地方都市中心市街地、郊外ニュータウン、地方部集落、観光地繁華街など）
- ②上記①に加えて、MaaS 事業の全国的な社会実装の更なる加速化を推進していくため、以下の3点についても、先進パイロット地域において、実施いただきます。

1. 事業計画の中間改善や実証終了後の改訂

実証実験の結果を踏まえた事業採算性の試算等を行うことで、導入技術や費用水準を見直すなど事業計画の改善を図ります。また、その事業計画について、地域住民や関係事業者を含めた関係者間での合意形成等を目指します。

2. 事業計画実現に向けた課題の検討

上記、事業計画に基づく取組を社会実装・高度化していく際に、課題となる資金面、技術面、制度面等について、どのように担保していくかを実証実験結果等も踏まえ検討・整理します。

3. 地域の社会受容性向上

社会実装を加速化していくため、モビリティサービスの導入による住民に関わる効果や影響等についても調査し、得られた知見・課題等を取りまとめるとともに、地域住民や関係事業者に展開することで、地域全体の新しいモビリティサービスに対する社会受容性を向上し、行動変容につなげることを目指します。

(2) 横断分析での実施内容

横断分析では、先進パイロット地域のデータを基に以下の調査・分析を実施します。

- 交通難民等地域住民のペルソナに関する調査・分析
- 目的×手法（モビリティサービス等）の親和性に関する調査・分析
- 提供価値と事業性を両立しうるシステム性能水準の調査・分析
- 中山間地域・低密度地域におけるデジタル技術導入に関する調査・分析

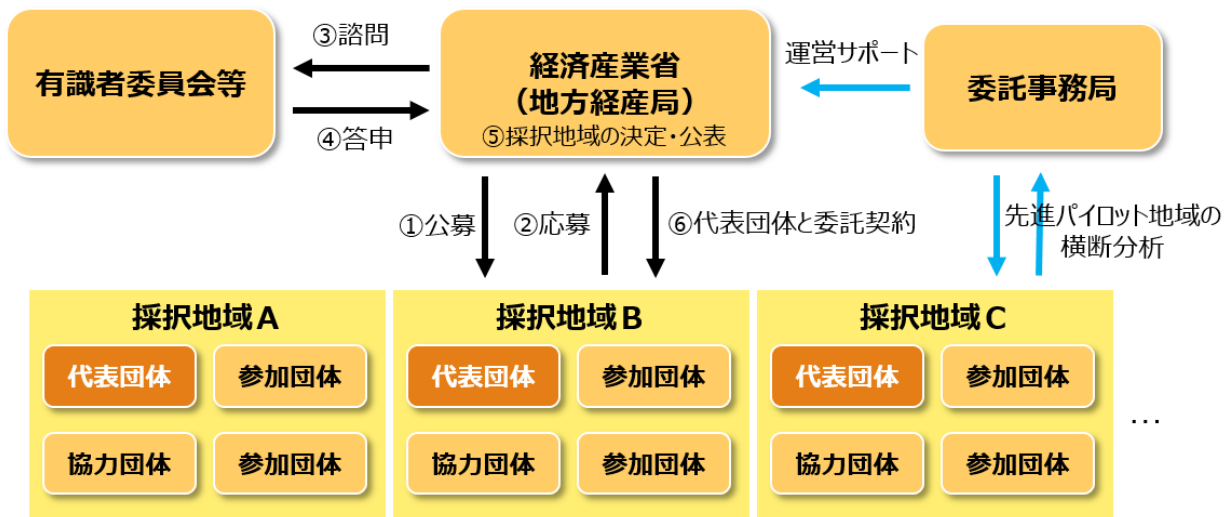
また、横断分析のため、以下について、先進パイロット地域から情報収集等を行います。
 (例) 実証実験の前中後における実験協力者における印象評価、インタビュー調査、行動履歴や運行・運営の収入・コスト等の情報 等

(3) 先進パイロット地域の要件

先進パイロット地域は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- ① まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた取組を実施できること。
- ② 複数事業者の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること。
- ③ 新しいモビリティサービスの事業計画の作成や、社会実装を見据えた際の検証命題の抽出、検証命題に基づく実証実験の準備・実施、データ収集・検証等を主体的に実施できる体制であること。
- ④ 横断分析に協力できること。
- ⑤ 本事業の成果について、スマートモビリティチャレンジの取組(ホームページやSNS、シンポジウム等)の中での紹介に同意できること。
- ⑥ 安全性や法令順守、感染症対策等について十分に配慮し、実証実験が実施できること。
- ⑦ MaaS 関連データの連携に関するガイドラインを順守し、実証実験が実施できること。
- ⑧ 実証実験で得られた成果を地域に共有する報告会等を積極的に実施すること。

(4) 本事業の実施体制イメージ



3. 事業実施期間

契約締結日～令和4年3月31日

※横断分析・事業全体の取りまとめの観点から、令和4年2月下旬を目途に実証実験結果及び考察を報告すること

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形

式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。なお、以下の i ~ iv を全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとする。
 - i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
 - ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。
 - iii. 法令を遵守すること
 - iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 採択件数

10件程度。なお、採択予定件数は、公募開始時点での想定であり、今後、変更になる可能性もあります。

(3) 予算規模

1地域あたり30,000,000円を上限とします。ただし、自動走行車を活用するプロジェクトに関しては、車両の設備投資費等について事情に応じた追加支出を検討します。

なお、本事業に係る経費の考え方については、既存の交通サービスを含めたモビリティサービスに係る全ての経費（例えば、モビリティサービス運行主体における通常の人件費・維持管理費等）を負担するというだけでなく、本事業のテーマに応じた新たなモビリティサービスを開始・高度化する上で生じる追加的な経費を負担することを想定していますので、最終的な契約金額については、経済産業省等と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：

事業報告書について、委託契約書に定める条件に従い、経済産業局の担当部局に納入してください。

（例）電子媒体（CD-ROM等）2部 等

(5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(7) 事業期間中の現地調査

本事業の終了後に行う現地調査とは別に、事業の進捗や経理の状況確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。その際は、本事業に関係する企業・団体等に対しても確認することがありますので、当該企業・団体等にはその旨の事前了解を得てください。

(8) 契約手続の相手方

契約手続の相手方は、採択された事業者の所在地や提案内容の地域性等を踏まえ、当該地域を担当する経済産業局の担当部局になります。

(9) 進捗管理等への協力

事業の進捗管理及び事業成果のフォローアップを行うため、以下についてご協力ください。

- ① 事業実施期間中、経済産業省等の求めに応じて、指定の方法でプロジェクトの活動見込み・状況を報告する。
- ② 事業実施期間中に、先進パイロット地域に対して、横断分析に必要な情報収集を行うため、2.(2)に記載する情報等を報告する。
- ③ その他、事業の進捗及び成果の把握・分析に必要な情報を、経済産業省等の求めに応じて調査し、報告する。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和3年6月18日（金）

締 切 日：令和3年7月19日（月）15時まで

(2) 説明会の開催

以下日時に公募に関するオンライン説明会を開催します。

登録締切日：令和3年6月24日（木）17時まで

開 催 日：令和3年6月28日（月）13時から

- ※参加は必須ではありませんが、参加される場合は、10. 記載のE-mailアドレスへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を締切日までにご登録ください。
- ※Web会議システムの特性上、当日のWeb会議参加者からの質疑は、最小限しか受付いたしませんのでご了承ください。
- ※「Microsoft Teams」で開催予定です。利用できない場合は、概要を共有させていただきます。
- ※事前に質問を受け付けますので、別添2「質問状」をご記入の上、参加登録と併せて、ご提出ください。

(3) 応募書類

- ①以下の書類を（4）により提出してください。
 - ・令和3年度スマートシティ関連事業応募様式
※本事業では、共通様式（P1～3，10のみ）と経産省様式をご記入ください。
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
 - ・事業管理機関のワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の根拠となる資料の写し【任意】
- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ⑤審査は、基本的に応募様式に従って行いますが、必要に応じて補足資料等を提出いただくことも可能です。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は、10. に記載の申請エリアを担当する経済産業局の担当部局にメールで提出してください。

※その他スマートシティ関連事業に申請される場合は、「別紙2：令和3年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity.html

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※10MBを超える添付ファイルの電子メールは受信できません。圧縮や分割が難しい場合は、その旨をお知らせください。対応方法を別途でお伝えします。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、スマートシティ関連事業と連携し、内閣府において設置する有識者委員会等の評価を踏まえ決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施させていただく場合がございます。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

【事業目的への適合性】

- 必須項目
 - 社会課題に対して適切な交通・物流テーマ・フィールドが選定され実施される取組であるか
- 加点項目
 - 社会実装に取り組む新しいモビリティサービスに関し、技術検証や性能確認にとどまらず、地域の需要やリソースといった実情に応じた事業計画（行政と民間事業者の連携像を含めた持続可能なビジネスモデルや収支計画）まで考慮されており、持続性を有した取組であるか
 - 実験フィールドの特性を把握・理解しており、同様の取組を適応・応用できる他フィールドが見込めているか

【内容の高度性】

- 必須項目
 - 本事業で設定するテーマに沿い、他地域で社会実装事例がないなど、新規性のある取組であるか
- 加点項目
 - 利用者視点での意見・ニーズが計画に反映され、また、実証実験等やその後の社会実装について広く利用者の意見を聴く取組であるか
 - 実験に参画する主体以外にも、事業の実現に必要な主体（実証不参加の交通事業者、他事業実施者、自治体など）を巻き込み、地域の合意形成が図られる会議体の開催や活動の実施が計画された取組であるか
 - 社会実装に向けて、地域において担い手となる人材の育成・確保に必要な知見の洗い出し、実際の育成・確保を進める活動が含まれているか
 - スマートシティ、スーパーシティ等の仕組みを活用しつつ、移動等に関するデータを収集・活用することで、都市運営上のコスト削減や、付加価値創出につながる取組であるか

【内容の具体性】

- 必須項目
 - 今年度の検証命題の位置づけ・意義が明確になっており、命題を検証する上で適切な実証実験が計画されているか
- 加点項目
 - 実証事業の実施にあたり、受益者等（利用者に限らず、自治体や関連事業者も含む）からの費用負担によるサービスに取り組む計画であるか
 - 同種のテーマやフィールドを対象に、過去から継続的に検討・実証実験が行われ、社会実装に向け今年度実証実験で取り組むべき課題と対策が明確化されているか

【体制面の継続性・発展性】

- 必須項目
 - 今年度の実証実験を踏まえ、次年度以降から取り組む社会実装を推進する事業主体やビジネスモデルに応じて自治体、関連事業者が参画しており、持続性を有した取組であるか
 - 社会実装する新しいモビリティサービスの想定利用者の生活・行動様式を熟知し、行動変容等を継続的にフォローアップできる主体（自治体等）が参画しているか
 - 単に個別地域での新しいモビリティサービスを試行するだけでなく、他地域にも実証実験で得られた知見やノウハウを展開できるよう、取組の全体設計や分析・考察を担うことができる主体が参画しているか
- 加点項目
 - 学識有識者等と連携して実証実験や社会実装に向けた取組を推進しているか
 - ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

委託先と再委託先が締結する契約においても、経済産業局との委託契約に準拠して契約を行っていただくことになります。

事業期間中は、継続的に、経済産業局等に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めていただきます。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

〇バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3bd_bayhdole-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、2.(1)「先進パイロット地域」における事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

なお、本事業に係る経費の考え方については、既存の交通サービスを含めたモビリティサービスに係る全ての経費（例えば、モビリティサービス運行主体における通常の人件費・維持管理費等）を負担するというだけでなく、本事業のテーマに応じた新たなモビリティサービスを開始・高度化する上で生じる追加的な経費を負担することを想定していますので、今回、開始・高度化しようとしているサービスや実証内容とそれに紐づく経費との対応関係が分かるように記入してください。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な説明会等に要する経費（会場借料、機材借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、研究協力に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）通信運搬費（郵便料、運送料、通信・電話料等）等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

【対象外経費】

- ・ 20万円以上の財産となる物品等の購入等に係る経費
- ・ 実証実験を行う際の式典等のイベントに係る経費
- ・ 他の公的資金等の対象となる経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

(各経済産業局)

局名・窓口担当課	住所	メール	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課	札幌市北区北8条 西2丁目 札幌第1合同庁舎	hokkaido-seizojocho @meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 地域経済部 製造産業・情報政策課 (モビリティ担当)	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟	thk-jikoushitsu @meti.go.jp	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課 航空宇宙・自動車産業室	さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま新都心合 同庁舎1号館	kanto_mobility @meti.go.jp	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長 野・山梨・静岡
中部経済産業局 産業部 自動車関連産業室	名古屋市中区三の 丸2-5-2	chb-jidousha @meti.go.jp	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業・情報政策課	大阪府中央区大手 前1-5-44 大阪合同庁舎1号 館	kin-smamobi @meti.go.jp	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 自動車関連産業室	広島市中区上八丁 堀6番30号 広島合同庁舎2号 館	chugoku-jidosya @meti.go.jp	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業・情報政策課	高松市サンポート 3番33号 高松サンポート合 同庁舎	shikoku-jisedai @meti.go.jp	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 情報政策課 デジタル経済室	福岡市博多区博多 駅東2-11-1 福岡合同庁舎	kyushu-iot @meti.go.jp	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇地方合同庁舎 2号館	MaaS-okinawa @meti.go.jp	沖縄
------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	----

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和3年度地域新 MaaS 創出推進事業」とし、別添2「質問状」をご記入の上、ご連絡ください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

なお、お問い合わせの締切は、令和3年7月9日（金）17時までとします。質問状に対する回答は、原則として、質問者が特定されない形とした上で、事務局の本公募のお知らせのHP上に「本事業に関する質問と回答.pdf」として、随時更新する形で公開する予定です。

1.1. その他

(1) 委託契約に係るルールの一部改正

これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

(2) 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業は、委託契約書及び「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」（別添3）に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを実施し、契約締結日までに、委託契約書様式の「知財合意書届出書」、「知財運営委員会設置届出書」及び「データマネジメントプラン届出書」を提出していただきます。

また、研究開発データのうちプロジェクト参加者以外の者に有償または無償で提供することが可能なものについては、その索引情報を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとします。

（参考：http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_manegement.html）

(3) 応募に当たっての留意事項

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関

係府省連絡会申し合わせ策定)を踏まえ、経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複^{注1}及び過度の集中^{注2}が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

注1 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

注2 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

II. 研究活動の不正行為への対応

(1) 研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定)(以下「不正行為指針」という。)に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続きに当たって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育^{注1}の実施状況について確認^{注2}をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

注1 申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために～経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止～」[※]を参照することもできます。

※ 経済産業省のホームページに掲載

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

注2 研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に研究機関に

おける行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

(2) 不正行為があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置

本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 他府省等*を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
※ 「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。
- ⑤ 経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

(3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

Ⅲ. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

(1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等に当たる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

（２）研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

１）本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用等の重大性を考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～１０年間）
- ③ 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降５年間）
- ④ 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務※に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～２年）

※ 善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務

- ⑤ 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者、及び不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
- ⑥ 経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

２）他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても同様に、本事業を含む経済産業省所管の全ての研究資金への応募申請を制限します。

（３）過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共謀した研究者及び善管注意義務に違反した違反した研究者を含む。）は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(参考)

経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する
告発・相談受付窓口

経済産業省 産業技術環境局総務課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1773 / FAX 03-3501-7908

E-mail kenkyu-hotline@meti.go.jp

IV. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

(1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す(契約の全部又は一部を解除する)場合があります。

(4) 【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

□経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

□経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

□一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

□安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

以上

企画提案書に記載すべき項目

7. (2) 審査基準を踏まえ、以下項目を応募様式に記載ください（提案可能な内容がない場合には、空欄でも構いません）。具体的な記載内容については概要をご確認ください。

	記載項目	概要
事業目的への適合性	1. 地域の交通課題と選択したテーマ・フィールドとの関係性	地域の抱える交通課題及びその背景にある問題、社会実装に取り組む新たなモビリティサービス・今回の申請テーマ・フィールドとの関係性について簡潔に記載してください
	2. 継続性を考慮した事業計画	交通課題の解決に向け、社会実装を計画している新しいモビリティサービスの持続可能なビジネスモデル及び収支計画等（実験前の想定）を記載してください
	3. 横展開の可能性	今回取り組む新しいモビリティサービスについて、今年度の実証実験対象地域だけでなく、その他横展開が可能なフィールドが想定できている場合は、具体的に記載してください
内容の高度性	1. 取組みの新規性	今回実施する実証実験の先進性・独自性を説明してください。 なお、実証実験に向けて障壁となる具体的な法制度等が存在する場合は、その内容と対応方法についても記載してください
	2. 利用者視点の取り込み	今回の取組において利用者の意見等が反映されている部分を具体的に記載ください。また実証実験や社会実装に関する利用者の意見の収集・反映方法を具体的に記載してください
	3. 関係主体巻き込み・合意形成	実験に参画する主体以外で事業実現に必要な主体の巻き込みや、地域の合意形成に向けた活動（会議体の開催予定）について具体的に記載してください
	4. 人材の育成・確保	社会実装に向け、地域における新しいモビリティサービスの担い手となる人材の育成・確保に必要な知見の洗い出し、実際の育成・確保に向けた取組を計画している場合には、その具体的な内容を記載してください
	5. データ活用の可能性	移動等に関するデータの収集・活用を計画している場合には、収集・活用方法及びそれにより得られる便益（行政負担削減や、付加価値創出）について具体的に記載してください
内容の具体性	1. 検証命題・手法の妥当性	実証実験で具体的に明らかにしたい命題を事業計画における位置付けと共に記載してください。また、上記命題を検証するための具体的な手法を、検証項目・分析方法・必要データ及びその収集方法に意識して記載してください
	2. 実証実験の内容	今回実施する実証実験の詳細（実施目的・場所・期間、想定利用者、運行形態・運賃体系）を具体的に記載してください
	3. これまでの取組内容	今回実施する実証実験と同種のテーマやフィールドを対象に過去から継続的に検討・実証実験を行っている場合は、その詳細を簡潔に記載してください
その他	-	本事業の中で上記の項目には当てはまりづらいが、重視している点や、PRしたい点などがあれば、その内容を簡潔に記載してください

質問状

自治体・企業名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章名及び頁	
質問内容	

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及び本プロジェクトの目的を達成するため、本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。

なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月）を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであつてかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンドIP

「フォアグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(5) バックグラウンドIP

「バックグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第17条）の適用

国は、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第17条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。ただし、研究開発の受託者が国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）の場合には、当該受託者が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンドIPについて受託者と国との共有とすることができるものとし、当該受託者と国との持分の合計のうち50%以上の持分は国に帰属するものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドIPを無償で国に実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドIPを実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること

(2) その他の事項

①受託者又はフォアグラウンドIPの移転を受けた者（以下「受託者等」という。）が合併又は買収された場合は、速やかに国に報告するものとし、国は、当該受託者等が保有するフォアグラウンドIPについて、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

②受託者等が、その親会社又は子会社（これらの会社が国外企業等である場合に限る。）へフォアグラウンドIPを移転等しようとする場合は、国に事前連絡の上、必要に応じて契約者間の調整を行うものとする。

③プロジェクト参加者が国外企業等の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 国と国外企業等のみが共有するフォアグラウンドIPについて、第三者に対して実施許諾することができるものとし、国外企業等はこれに同意するものとする

(イ) 国が国外企業等と共有するフォアグラウンドIPに係る出願費用等は、国外企業等が負担すること

3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、国が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についての国との協議等が必要である。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンド I P の帰属

フォアグラウンド I P は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンド I P を保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンド I P を保有させるとフォアグラウンド I P が分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンド I P を保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンド I P の一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンド I P の実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I P について、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

(8) 知的財産権の実施許諾

①本プロジェクト期間中の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPを含む。後記②においても同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がフォアグラウンドIPを用いて本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者たる国内企業等の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に、バックグラウンドIPの取扱い）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンドIPについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容について有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（2）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（3）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

（1）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用または他者に対する提供等を促進するよう努める。

3. 国と受託者とが約する事項

（1）データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ（指定された場合のみ）、自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

(2) 秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、国の承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 知り得た際、既に公知となっていたもの
- 二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- 三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決め

がある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に5.(8)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得または収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があるれば記載すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得または収集した者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) 委託者指定データ、自主管理データの分類
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得または収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針
- (9) (他者に提供する場合) 円滑な提供に向けた取り組み
(秘匿して自ら利活用する場合) 秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ (プロジェクト期間中、終了後)
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針 (ファイル形式、メタデータに関する事項を含む)
- (13) その他 (サンプルデータやデータ提供サイトのURL)

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和〇年度〇〇〇〇委託事業（〇〇調査事業）

2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

--

3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	〇〇	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇

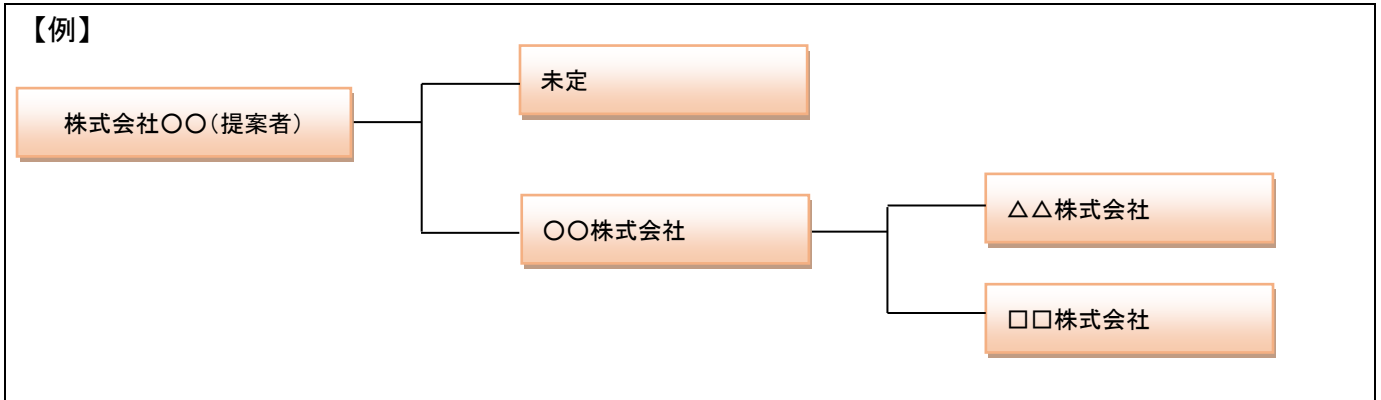
※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

4. 履行体制図



5. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

Blank area for providing reasons and selection criteria for re-commissioning.

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

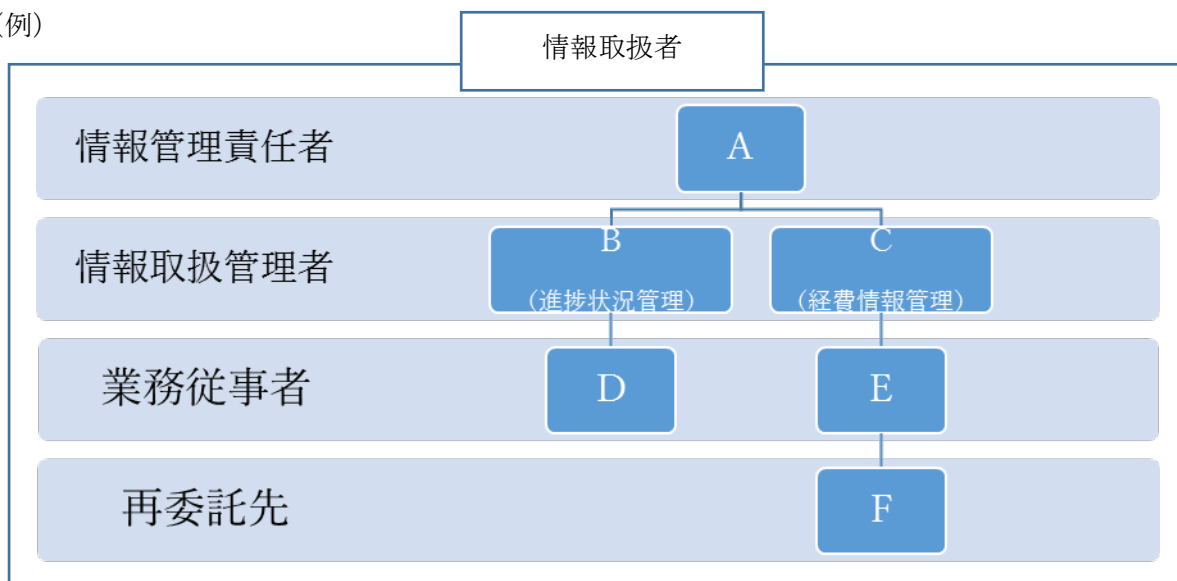
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。